

警察署協議会条例

平成十三年三月二十三日

宮城県条例第六号

警察署協議会条例をここに公布する。

警察署協議会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第五十三条の二第四項の規定に基づき、警察署協議会（以下「協議会」という。）の設置、その委員の定数、任期その他協議会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 次の表の上欄に掲げる警察署の区分に応じ、同表の下欄に掲げる協議会を置く。

警 察 署	協 議 会
宮城県仙台中央警察署	宮城県仙台中央警察署協議会
宮城県仙台南警察署	宮城県仙台南警察署協議会
宮城県仙台北警察署	宮城県仙台北警察署協議会
宮城県仙台東警察署	宮城県仙台東警察署協議会
宮城県泉警察署	宮城県泉警察署協議会

宮城県鳴子警察署	宮城県鳴子警察署協議会
宮城県築館警察署	宮城県築館警察署協議会
宮城県若柳警察署	宮城県若柳警察署協議会
宮城県遠田警察署	宮城県遠田警察署協議会
宮城県古川警察署	宮城県古川警察署協議会
宮城県南三陸警察署	宮城県南三陸警察署協議会
宮城県河北警察署	宮城県河北警察署協議会
宮城県登米警察署	宮城県登米警察署協議会
宮城県佐沼警察署	宮城県佐沼警察署協議会
宮城県気仙沼警察署	宮城県気仙沼警察署協議会
宮城県石巻警察署	宮城県石巻警察署協議会
宮城県大和警察署	宮城県大和警察署協議会
宮城県岩沼警察署	宮城県岩沼警察署協議会
宮城県塩釜警察署	宮城県塩釜警察署協議会
宮城県若林警察署	宮城県若林警察署協議会

宮城県加美警察署	宮城県加美警察署協議会
宮城県大河原警察署	宮城県大河原警察署協議会
宮城県白石警察署	宮城県白石警察署協議会
宮城県角田警察署	宮城県角田警察署協議会
宮城県亘理警察署	宮城県亘理警察署協議会

(組織等)

第三条 協議会は、十五人以内において公安委員会規則で定める人数の委員で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(解嘱)

第四条 宮城県公安委員会は、委員が、その職務の遂行に支障があるとき、又は委員たるにふさわしくない非行があつたときは、これを解嘱することができる。

(会長)

第五条 協議会に、会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(報酬)

第六条 委員の報酬の額は、日額一万千六百円とする。

2 報酬は、協議会に出席した日数に応じて、その都度支給する。

3 県の一般職の職員であつて委員になつたものには、報酬は支給しない。

(費用弁償)

第七条 委員には、その職務を行うために要する費用を弁償する。

2 前項に規定する費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第三十号）による職員の職務の級六級に相当する額とする。

3 第一項に規定する費用弁償の支給については、県の一般職の職員の例による。

(庶務)

第八条 協議会の庶務は、その置かれた警察署において処理する。

(委任)

第九条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、公安委員会規則で定める。

附 則

この条例は、警察法の一部を改正する法律（平成十二年法律第三百三十九号）中警察法第五十三条の次に一条を加える改正規定及び第七十八条の次に一条を加える改正規定の施行の日【平成十三年六月一日】から施行する。

附 則（平成十五年三月二十日条例第十六号）

この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十三日条例第六号）

この条例は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十四日条例第四十八号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成十九年三月二十日条例第四十六号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例等の一部改正に伴う経過措置)

36 附則第二十項から第二十二項まで、第二十七項から第三十三項まで及び前項の規定による改正後の特別職の

職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例、附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例、職員等の旅費に関する条例、選挙長等の報酬及び費用弁償条例、県議会等に出頭した関係人等に対する実費弁償に関する条例、介護保険審査会条例、建設業法施行条例、土地収用法に基づく鑑定人及び参考人の旅費及び手当の支給に関する条例、建築士法施行条例、警察署協議会条例及び労働委員会から出頭を求められた者等の費用弁償の支給に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、施行日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

附 則 (平成三十年十二月二十五日条例第八十六号)

この条例は、公安委員会規則で定める日から施行する。